

明海大学歯学部同窓会会則

第1章 総 則

第1条 (名 称)

名称を明海大学歯学部同窓会（以下、「本会」という）と称する。

第2条 (目 的)

本会は、会員相互の親睦、並びに福祉の増進を図るとともに、明海大学の発展に寄与し、あわせて歯学向上につとめることとする。

第3条 (事 業)

本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- 1) 会員相互の親睦に関する事
- 2) 会員の福祉共済に関する事
- 3) 歯科医学および歯科医業の向上に関する事
- 4) 会員の表彰に関する事
- 5) 会報その他の発刊物に関する事
- 6) 明海大学及び支部の事業に関する事
- 7) その他、本会の目的達成に必要な一切の事

第4条 (本 部)

本会は、本部を埼玉県坂戸市けやき台1-1 明海大学歯学部内に置く。

第2章 会 員

第5条 (会 員)

本会は、次の会員をもって組織する。

- 1) 正 会 員：城西歯科大学及び明海大学歯学部の卒業者の内、終身会費を完納した者
- 2) 準 会 員：城西歯科大学及び明海大学歯学部卒業で終身会費を完納していない者
- 3) 名誉会員：明海大学および本会に特別功労があり、理事会において推薦され代議員会で承認された者
- 4) 特別会員：正会員以外で明海大学歯学部教職員並びに退職した教職員であって理事会において推薦され代議員会で承認された者
- 5) 賛助会員：城西歯科大学、明海大学歯学部以外の出身者で明海大学大学院の修了者の内、本会の趣旨に賛同する者で、理事会において推薦され代議員会で承認された者

第6条 (権利及び義務)

会員は、次の権利を有し義務を負う。

1. 会員は、本会の目的及び事業のために協力しなければならない。
2. 会員は、本会の会則並びに決定等を遵守しなければならない。
3. 会員は、本会の行う行事に参加することができる。
4. 会員は、住所等に変更が生じた場合、遅滞なく所属支部を経て本会に届出なければならない。
5. 城西歯科大学及び明海大学歯学部卒業者は、会費及び負担金を納入しなければならない。
6. 準会員は、正会員としての権能を制限することができる。
7. 正会員が名誉会員になった場合でも、正会員の権利を有し、義務を負う。
8. 正会員は、本会の発行する刊行物の頒布を受ける。

第7条 (入 会)

1. 城西歯科大学及び明海大学歯学部卒業者は、卒業時に入会するものとする。
2. 本会に入会した者は、氏名、生年月日、卒業年月日、診療所所在地及び居住地を、所属支部を経て遅滞なく届出なければならない。
3. 前項の届出事項に変更が生じた場合は、所属支部を経て遅滞なく本会に届出るものとする。

第8条 (会費の納入)

1. 城西歯科大学及び明海大学歯学部卒業者は、終身会費として以下の金額を本会へ納入しなければならない。
 - 1) 17期以前卒業の者 30万円
 - 2) 18期卒業の者 29万円
 - 3) 19期卒業の者 28万円
 - 4) 20期卒業の者 27万円
 - 5) 21期卒業の者 26万円
 - 6) 22期以後卒業の者 25万円
2. 明海大学歯学部在学中の者の終身会費の徴収は、これを学校法人明海大学に委託する。
3. 納入された会費は、基金に繰り入れるものとする。
4. 会員は、納入された会費の返還を受けることはできない。
5. 基金の管理に関する規程は、別途定める。

第3章 役 員

第9条 (役 員)

本会は、次の役員を置く。

- 1) 会 長 1名
- 2) 副会長 若干名
- 3) 専務理事 1名

- 4) 常務理事 若干名
- 5) 理 事 若干名
- 6) 監 事 2名

第10条 (役員職務)

- 1. 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- 2. 副会長は、会長を補佐する。会長が事故あるとき、または欠けた時は、あらかじめ定めた順位により会務を代行する。
- 3. 専務理事は、会長の旨を受け、会務を掌握、処理する。
- 4. 常務理事、理事は、会長の旨を受け、会務を分掌する。
- 5. 監事は、本会の会務と会計を監査する。
- 6. 監事は、代議員会、常務理事会、理事会で意見を述べることができる。但し、表決に加わることはできない。

第11条 (役員選出)

- 1. 会長並びに監事は、正会員の中から代議員会において選出される。選出方法については、別途定める。
- 2. 副会長、専務理事、常務理事、理事は、正会員の中からこれを会長が指名し委嘱する。

第12条 (役員任期)

- 1. 役員任期は3年とし、会計年度の始期より起算する。
- 2. 役員は、再任されることができる。
- 3. 役員は、任期満了の後でも、後任者が就任するまでその職務を遂行する。

第13条 (役員補充)

会長、監事以外の役員に欠員が生じた場合、会長が必要と認めたときは、第11条第2項によって補充し、任期は前任者の残任期間とする。

第4章 顧 問

第14条 (顧問)

顧問は、会長が必要と認めたとき、理事会の承認を経て、委嘱することができる。

第15条 (顧問任期)

顧問の任期は、委嘱を受けた日の翌日からこれを委嘱した会長の任期満了日までとする。

第5章 代 議 員 会

第16条 (代議員会)

- 1. 代議員会は、本会の最高議決機関である。

2. 代議員会は、定例代議員会と臨時代議員会からなる。

第 17 条 (定例代議員会)

1. 定例代議員会は、毎年春、秋の 2 回会長の招集により開催する。
2. 定例代議員会を招集するには、会日の 21 日前までにその通知を発しなければならない。
3. 前項の通知には会議の日付、場所、及び会議の目的たる事項を示さなければならない。

第 18 条 (臨時代議員会)

1. 会長は、必要があると認めた場合、随時臨時代議員会を招集することが出来る。この場合、前条 2、3 項を準用する。但し緊急を要する場合にはその期間を短縮することができる。
2. 会長は、代議員総数の 3 分の 1 の要請があれば、臨時代議員会を招集しなければならない。

第 19 条 (構成)

1. 代議員、予備代議員は、各支部正会員の中から選出し、速やかに本会に届け出るものとする。
2. 各支部の代議員数は、5 名以内とし、支部所属正会員数が 150 名まで 1 名、151~300 名まで 2 名、301~450 名まで 3 名、451~600 名まで 4 名、601 名以上は 5 名とする。尚、1 名は原則として支部長が兼任するものとする。
3. 各支部は、代議員と同数の予備代議員を選出し、代議員はその権限を委嘱することができる。
4. 前項における届出は、会日の 3 日前までとする。
5. 支部長は、代議員、予備代議員に変更のある場合、速やかに本会まで届け出ることとし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
6. 代議員選出にあたっての支部正会員数は、選出時前年の 12 月 31 日の支部正会員数とする。
7. 代議員は、本会役員、選挙管理委員を兼任できない。
8. 代議員の任期は、3 年とし 4 月 1 日から 3 年後の 3 月 31 日に満了となる。

第 20 条 (会議の成立)

代議員会は、代議員総数の過半数の出席で成立する。但し、会長が特段の事情により代議員の招集が困難と認めた場合に限り、書面による議決権の行使をもって出席とみなす。

第 21 条 (代議員会議長)

- 1, 代議員会は、代議員の中から議長 1 名、副議長 1 名を選出する。尚、任期は代議員に準ずるものとする。
- 2, 議長、副議長は、任期満了の後でも後任者が就任するまで、その任務を遂行する。

第 22 条 (議 決)

代議員会における議決は、出席代議員の過半数の賛成をもってなされ、可否同数の場合、議長が決定する。但し会員の処分、役員 の 罷免 にあつては、出席代議員数の 2/3 以上の賛成を必要とする

第 23 条 (審議事項)

代議員会は次に掲げる事項を審議する。

- 1) 事業計画及び収支予算の承認に関する事項
- 2) 事業報告及び収支決算の承認に関する事項
- 3) 基金の収支決算の承認に関する事項
- 4) 監事の選出に関する事項
- 5) 選挙管理委員の選出に関する事項
- 6) 名誉会員、特別会員、賛助会員の承認に関する事項
- 7) 会則及び諸規程の改定に関する事項
- 8) 負担金の徴収に関する事項
- 9) 会員の処分に関する事項
- 10) 役員 の 罷免 に 関 す る 事 項
- 11) その他、重要事項

第 24 条 (議事録)

1. 議長は、代議員会開催の都度、議事録を作成し、本会事務局に保存しなければならない。
2. 前項の議事録において、出席代議員のうち 2 名の議事録署名人を議長が指名の上、署名、捺印せしめるものとする。

第 25 条 (傍 聴)

正会員の資格を有する者は、代議員会議長の許可を得、傍聴することができる。但し、発言権、議決権は有しない。

第 6 章 会 議

第 26 条 (常務理事会及び理事会)

1. 本会の会務執行に就いての会議は、常務理事会及び理事会とし、会長がこれを招集し議長となる。
2. 常務理事会、理事会は、監事を除く役員 の 過半数 の 出席 で 成 立 し、 議 決 は 出 席 者 の 過半数をもってなされ、可否同数の場合は議長が決定する。

3. 常務理事会、理事会の開催にあたっては、議事録を作成し本会事務局に保存しなければならない。

第27条 (常務理事会)

1. 常務理事会は、本会の会務を処理する機関で、必要を認めたとき、会長がこれを招集する。
2. 常務理事会は、会長、副会長、専務理事、及び常務理事をもって構成する。
3. 常務理事会は、次の事項を審議、執行する。
 - 1) 代議員会の議決、承認事項
 - 2) 本会、事業計画案の立案
 - 3) 毎事業年度予算案の立案
 - 4) 毎事業年度決算に関する事項
 - 5) 会費に関する事項
 - 6) 事業部並びに各種委員会の設置、及び事業部の廃止に関する事項
 - 7) 職員の任免に関する事項
 - 8) 表彰に関する事項
 - 9) その他、必要と思われる事項

第28条 (理事会)

1. 理事会は、本会の会務審議機関であり、必要を認めた時、会長がこれを招集する。
2. 理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事、理事をもって構成する。
3. 理事会は、次の事項を審議し議決する。
 - 1) 代議員会に付議する事項
 - 2) 代議員会から委任された事項
 - 3) 名誉会員、特別会員、賛助会員の推薦に関する事項
 - 4) 顧問の委嘱に関する事項
 - 5) その他、本会の運営に関する重要事項

第7章 事業部及び委員会

第29条 (事業部)

1. 本会は、会務の円滑な処理を図るため次の事業部を置く。
2. 事業部は、担当役員、部員をもって構成し、会長がこれを招集する。
3. 部員は、会長が正会員の中からこれを指名し、委嘱する
4. 事業部の設置と廃止は、必要に応じて常務理事会においてこれを行い、代議員会に報告する。

第30条 (委員会)

1. 会長は、必要ある場合常務理事会の議を経て、委員会を設置することができる。

2. 委員会の名称及び任務その他必要な事柄は、その都度これを定める。

第8章 会 員 大 会

第31条 (会員大会)

1. 会員大会とは、本会会員相互の親睦を図る為に行う全体行事のことをいう。
2. 会長は、理事会の議を経て会員大会を開催することができる。
3. 本大会は、議決機関ではない。

第9章 支 部

第32条 (支 部)

本会は、各都道府県及び明海大学歯学部支部を置く。

第33条 (支部会員)

城西歯科大学及び明海大学歯学部卒業者は、就業する地域または居住地の支部に所属しなければならない。

第34条 (目 的)

支部は、所属会員相互の連絡を密にするとともに本会目的達成のため必要事項を行う。

第35条 (運 営)

支部は、本会則に抵触しない支部会規則によって運営されることとする。

第36条 (支部長)

支部長は、支部を代表総括し、次の事項を本会会長に報告しなければならない。

- 1) 支部事務局の所在地
- 2) 支部役員及び会員住所、氏名とその異動
- 3) 支部の代議員及び予備代議員の住所、氏名、勤務地、及び名称
- 4) その他重要な事項

第10章 地区別ブロック

第37条 (地区別ブロック)

1. 本会は、会務運営の円滑を期するため地区別ブロックを置く。
2. 地区別ブロックは、次の通りとする。

北海道ブロック : 北海道

東 北ブロック : 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県
福島県

関東ブロックA : 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 長野県
新潟県 大学

関東ブロックB : 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県

北 陸ブロック	: 富山県 福井県 石川県
東 海ブロック	: 静岡県 愛知県 岐阜県 三重県
近 畿ブロック	: 大阪府 京都府 滋賀県 奈良県 和歌山県 兵庫県
中 国ブロック	: 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四 国ブロック	: 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九 州ブロック	: 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

第 1 1 章 会 計

第 38 条 (管 理)

1. 本会の財産の管理及び会計出納の最終責任は、会長がこれを負うものとする。
2. 会長は、前項の財産の管理及び会計出納を専務理事及び財務担当常務理事に行わせることができる。

第 39 条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第 40 条 (経 費)

本会の経費は、基金からの繰入金、繰越金、寄付金、その他の収入をもってこれを充てる。

第 41 条 (予 算)

会長は、会計年度終了前に次年度予算案を作成し、理事会の議を経て、代議員会に付議し承認を得なければならない。

第 42 条 (決 算)

会長は、前年度の決算に関する財務書類を作成し、理事会の議を経て秋期代議員会に付議し、承認を得なければならない。

第 43 条 (資 産)

本会の資産は、会長が代表してこれを管理し、毎年その状況を代議員会で報告しなければならない。

第 44 条 (負担金)

本会は、代議員会の承認を得て負担金を徴収することができる。

第 1 2 章 賞 罰

第 45 条 (表 彰)

本会は、本会会員で下記に該当する者を表彰することができる。

- 1) 褒賞条令により褒賞をうけた者

- 2) 叙勲された者
- 3) 歯科医学の進歩のため著しい貢献があった者
- 4) その他、本会の発展のため貢献した者

第46条 (処罰)

本会は、本会会員で、本会の目的主旨に反し、またはその体面を汚した者に代議員会の議決によって適当な処置を講ずることができる。

第13章 福祉共済

第47条 (福祉共済)

会員の慶事又は会員、会員家族の死亡、災害に対しそれぞれ慶祝、弔慰、見舞金を支給する。これに必要な事項は規程をもって定める。

第14章 旅費

第48条 (旅費)

本会は、役員、顧問、部員、委員及び代議員等の職務遂行のため旅費を支給する。これに必要な事項は規程をもって定める。

第15章 雑則

第49条 (会則の変更)

本会則の変更は、代議員会の議決を経なければならない。

第50条 (付属諸規程の制定)

1. 会長は、本会則により本会を運営するにあたり、諸規程を設けることが必要と認める時は、理事会の議を経て規程を定めることができる。
2. 前項の規程は、次回の代議員会において承認を得るものとする。

第16章 附則

本会則は昭和51年 3月31日より施行される。

本会則は昭和54年 9月31日より施行される。

本会則は昭和56年 6月 1日より施行される。

本会則は昭和63年 6月 1日より施行される。

本会則は平成 4年 4月 1日より施行される。

本会則は平成10年10月18日より施行される。

本会則は平成14年 4月 1日より施行される。

本会則は平成22年 4月 1日より施行される。

本会則は平成25年 3月18日より施行される。

本会則は平成26年 4月 1日より施行される。

本会則は平成28年 4月 1日より施行される。

本会則は令和 2年 4月 1日より施行される。

本会則は令和 3年10月11日より施行される。